

日程第 6．議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づき、庁内での個人番号の独自利用及び庁内のシステム連携について条例を制定する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例について概要説明いたします。これにつきましても、お手元にお配りしました議案第 64 号の資料をもってご説明いたします。この条例は、新たな制定であります。この概要の中にも趣旨を書いておりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されることとなります。平成 29 年 7 月には個人番号により国や地方公共団体等での情報連携が可能となります。各種申請時の添付書類の省略など利便性の向上や行政の効率化、利用者の負担と給付の適正化により公平・公正な社会の実現を目的として行われます。この番号法の規定によって、町の独自利用については、条例に定めることで個人番号を利用することができるようになります。そのために個人番号の利用により各種申請時の添付書類の省略といった町民の利便性と事務効率の向上を図るため、以下の事務についての利用を条例で定めるということでございます。まずこのマイナンバーは、税と社会保障と災害等非常時に関しては条例を定めなくても使えます、これには付けてくださいとありますが、それ以外についてはきちんと条例で定めて住民の皆様にお示しして、これについて事務の効率化、住民の皆さんの負担軽減になる仕組みについては条例で定めて利用させてもらうということの条例制定であります。議案にある条例のなかで、第 1 表、第 2 表、第 3 表とございます。まず第 1 表が、町が独自利用として個人番号を利用する事務の定めです。1．町長 南風原町子ども医療費助成条例に関する事務、ということで 1 番から 13 番の事務。11 番から 13 番までは教育委員会ですが、そういったほぼ給付関係で利用させてくださいということです。第 2 表、住民情報システムがでございます。これまでも例えば医療費助成でしたらどうしても国保の情報とか基本的な住民情報ですね。どこの誰さんと特定できるものです。どこの誰さんがこういった医療助成を受けていると見れば、すでに特定個人情報としてなっていると。この医療助成の担当は、所得階層別などもあるかも知れないのでそういったものをこれまでど

おり利用できるようにするための条例の制定です。表 2 は、執行機関・町長があつて、次に事務とございます。この事務が、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるものとうたわれています。今回お配りした資料にその施行規則を付けております。1 番から 19 番までありまして、それがどういった事務か、また表 2 の右端には特定個人情報としてこういった情報を利用しますと定めています。これが、特定個人情報が連携される事務、庁内連携というものです。そして第 3 表は、町長部局と教育委員会が連携を行うための事務。他部局との連携ということで、要保護・準要保護等、それから幼稚園保育料条例による賦課徴収関係の事務、そのときにこういった特定個人情報を利用しますということを決める条例の制定となります。概要説明にもございましたが、これまでと同様の事務の流れを可能にするための条例制定です。特定個人情報になってからは、条例できちんと定めておく必要があるというための制定です。今後新たなこういった利活用の事務が発生した場合に条例を改正して順次追加していくことになると考えています。以上が議案第 64 号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 確認しますけれども、いわゆるマイナンバーが入ってきたがために、列挙していましたが事務を行うにはこの条例が必要だということなのか。それとも、これまではマイナンバーがないなかこれらの事務は行われているわけですが、マイナンバーが出てきたがために、新たにこの条例を作らなければこの事務はできないわけではないと思うのです。庁内連携が行われてこの事務は行われている。それをマイナンバーが出てきたがために、わざわざこのような条例を作らなければならない、今の説明はそういうことになっているのです。マイナンバーはあってもなくてもこの事務は現に行われている。来年 1 月から請求があれば個人カードを渡すことになっていて、このマイナンバー法は税と社会保障と災害と限定されている、これにはまらないのがこれらの事務なのだという説明なのか。マイナンバーがなくてもできているわけだから、あつたらますます便利になることはあるかも知れない。個人カードを利用すればもっとスムーズにこれができるということもあるかも知れないけれども、そのあたりがよく分からないですね。説明をしてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ご質問のとおり、マイナンバー法という法律で定められた事務以外で利用するときは、実際には通知がきていたのですが、庁内の連携ネットワーク間で

やるときもこれを定める必要がありますということになっています。いわゆる庁内で税務の情報を見なければ、例えば医療費助成などの事務で、新たにあの情報を取ってきてくださいとかそういったことになるわけですね。マイナンバーが付いて、法律以外の事務をするときには定めてくださいというルールになっています。おっしゃるとおり、これまではそういったことはございませんでした。個人情報では守秘義務、漏えいしてはいけないと公務員はすべて課されていますので当然大前提です。マイナンバー法ができて12桁の付いた個人情報を扱うにはこの条例を定める必要があることになっています。これはシステム上、個人が特定できるものに番号が付されていますので、業務としてはこれを今まで同様続けるにはこういった条例、ルールを定めておく必要があるというための新たな条例制定です。これは法律で定める必要があるということでの今回の制定となっていることをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 役場が持っている、例えば私には住民税がいくらかけられているかというのは、これまではマイナンバーが割り振られていないわけだから必要ないわけですね。しかし今後は、私に振られた番号が私の情報にくっついてくることが前提になっているというわけですか。Aという個人に関する情報は、役場にいっぱいあるわけでしょうけれども、これらの情報にはすべて個人の番号がくっ付けられていることが前提である理解でよろしいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 例えば税の情報で言いますと、税の情報は特定個人情報の中に入るわけです。住所も氏名も生年月日も然りです。住民情報というものです。これは12桁が付いたら特定個人情報になるというわけですね。システムのなかではどうしてもこれが全部つながって可視化する。ただ、必要のない職員、私たち職員は個人の認証番号を持っておりまして、権限が与えられます。誰もが見れるという状況ではございません。必要になった人の認証カードで端末を操作すればこの情報が見えてくるといえるものです。そのように連携されていますので、そういった事務を行う場合にはこの条例の制定が必要だということです。要するに、町民、住民の皆さんに本町がこういったもので連携して個人情報を扱いますというのを告示しなさいというように理解しています。そのための条例制定だにご理解いただければと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

平成 27 年第 4 回定例会初日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第64号 南風原町個人番号の利用等に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。